

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月18日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 遠 藤 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 3日から 令和 7年12月10日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年12月17日 午前 9時30分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 1月 7日 午前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 7年12月24日 午前 9時00分から 令和 7年12月24日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	8,330,000 6,664,000	一括	1,666,000	46,319	0
1	3,630,000				
2	3,430,000				
3	1,270,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 |
| | 地 番 | 1 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 3 . 4 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 8 . 1 4 平方メートル
2 階 4 5 . 1 0 平方メートル |
| 3 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺平家建 |
| | 床 面 積 | 2 6 . 0 8 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年10月 7日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 遠 藤 誠

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2, 3】

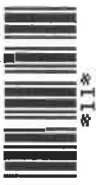
本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|--------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 | | |
| | 地 番 | 1 番 1 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 203.41平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 | | |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 68.14平方メートル | |
| | | 2階 | 45.10平方メートル | |
| 3 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 | | |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 の 2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺平家建 | | |
| | 床 面 積 | 26.08平方メートル | | |



令和 7 年(ケ)第 155 号

令和 7 年 7 月 3 日受理

令和 7 年 8 月 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 池 上 浩 美

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|--------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 | | |
| | 地 番 | 1 番 1 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 203.41 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 | | |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 68.14 平方メートル | |
| | | 2 階 | 45.10 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 | | |
| | 家屋 番号 | 1 番 1 の 2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺平家建 | | |
| | 床 面 積 | 26.08 平方メートル | | |

(2 枚目)

(建物用 〈单独〉)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日]
敷地	「物件1土地」の概況とおり
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 配置図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者 A の妻)	1 物件 2 建物及び物件 3 建物(以下、両建物を「本件各建物」という。)は、私たち夫婦(A, B)が住んでいますが、生活の拠点として主に使用しているのは物件 3 建物です。 2 本件各建物は、第三者に貸している部分はなく、同各建物内で犬や猫等の動物も飼っていません。 3 本件各建物は、市の上水と浄化槽を使用しており、ガスはプロパンです。 4 本件各建物に雨漏りする箇所はなく、水回り等にも不具合な箇所はありません。また同各建物は、白蟻対策が施してありますので、白蟻被害もありません。 5 物件 1 土地は境界で問題になったことはありません。 6 物件 1 土地上に設置されている電柱については、3, 4 年に一度、土地使用料として 4 0 0 0 円程の振り込みがあります。 7 本件各建物で事件、事故が起きたことはありません。

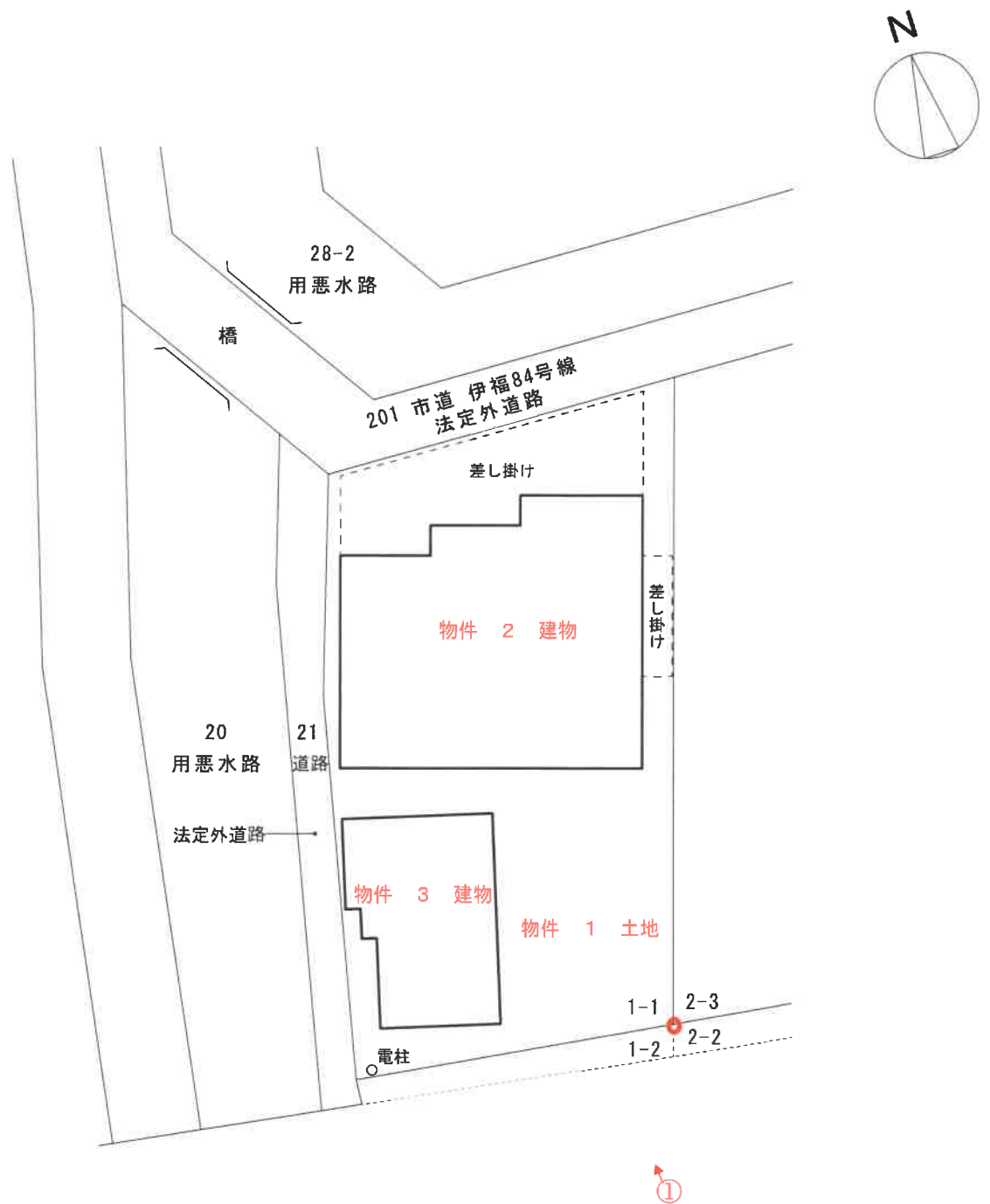
執行官の意見
1 物件 1 ～ 3 土地建物の状況は、別紙配置図、建物間取図(概略)及び添付写真のとおりであり、物件 1 土地の接道状況は同配置図に記載のとおりである。 2 物件 1 土地上に本件各建物が建てられており、同土地のその余の敷地部分は駐車場と庭地で、電柱 1 本が設置されている。 3 本件各建物の占有については、現認した状況、関係人の陳述及び第三者が占有する徴表が認められないことから、2 枚目及び 3 枚目に記載のとおり認定した。 4 本件各建物の状況については、物件 2 建物は築 5 6 年目、物件 3 建物は築 3 1 年目であることから、経年に相当する劣化が認められる。特に外壁の劣化の程度は大きい。 5 物件 2 建物 1 階(和室 6 畳 1)には仏壇が供えられている。 6 物件 1 土地と隣地との境界については、同土地の地積測量図は存在せず、境界標も別紙配置図中の赤丸付近に確認できただけであるので、明確になっているとは言えないが、現認した状況及び関係人の陳述から、特に争いは生じていないものと思料する。 7 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年7月3日(木) 10:00-10:10	名古屋法務局	登記事項証明書申請
7年7月4日(金) 10:00-10:10	名古屋法務局 当庁	公図, 地積測量図, 建物図面申請 所有者Aに通知書送付
7年7月7日(月) 17:35-17:45	目的物件所在地	目的物件確認, 物件1土地調査, 外観写真撮影
7年8月1日(金) 9:50-11:05	目的物件所在地	目的物件確認, 室内外立入調査, 写真撮影, Bから事情聴取(評価人同行)
(特記事項) ☒ 令和7年8月1日 物件2建物及び物件3建物は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 適正調査確保のため立会人を立ち会わせた。 ☐ 令和 年 月 日 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図（概略）



県道 津島七宝名古屋線

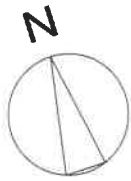
※●は境界標を示す。

（ 6 枚目）

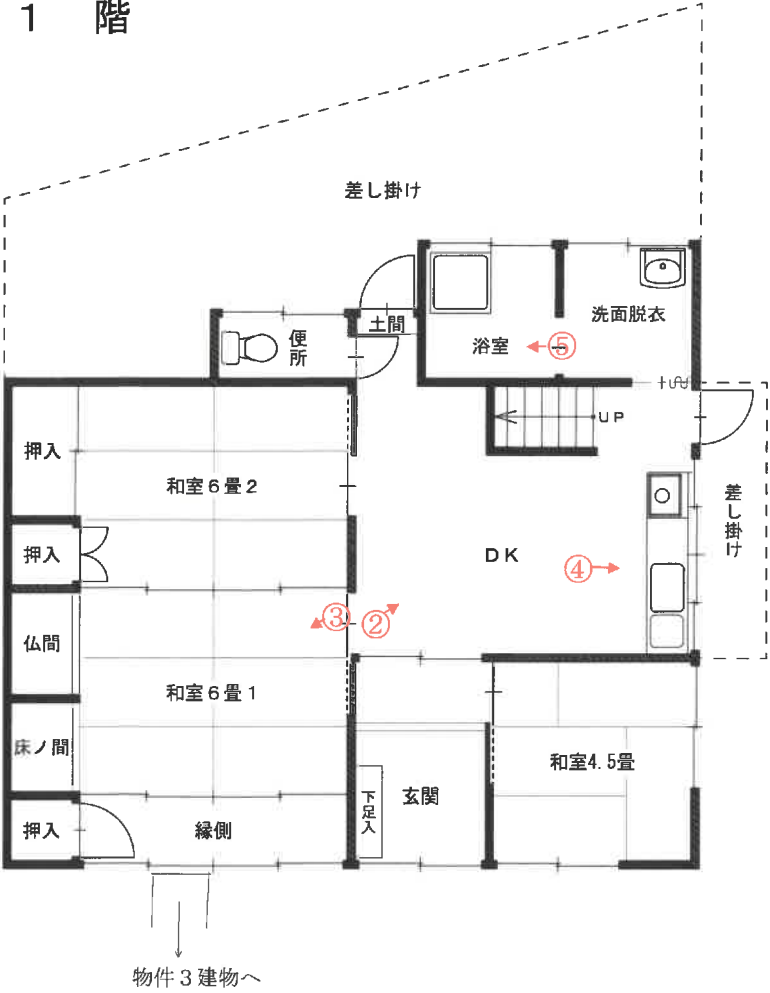
令和7年（ケ）第155号
←○写真撮影位置・方向

建物間取図(概略)

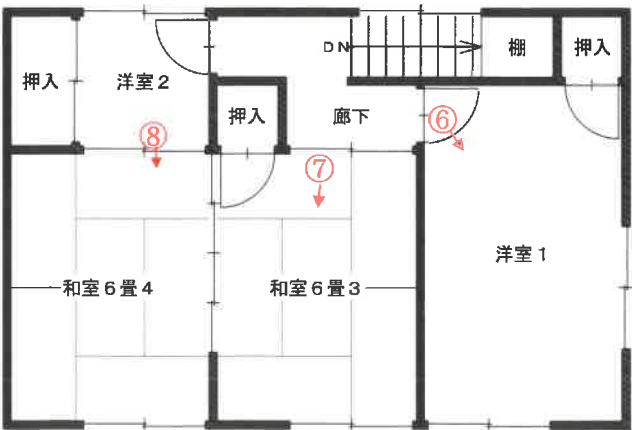
物件 2 建物



1 階



2 階



建物間取図(概略)

物件 3 建物



1 階

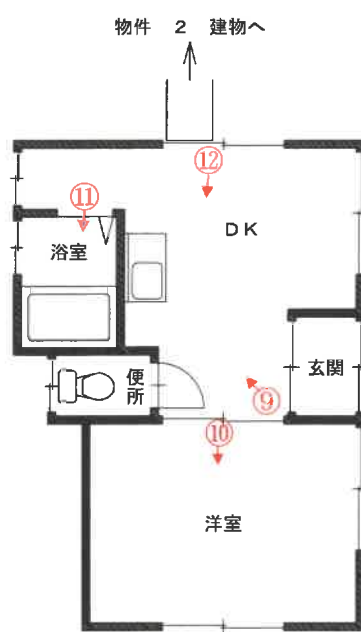


写真1 電柱 物件3建物 物件2建物



物件1 土地

写真2

物件2建物

1階室内(DK)



写真3

物件2建物

1階室内(和室6畳1)



写真4

物件2建物

1階室内(DK)



写真5

物件2建物

1階室内(浴室)



写真6

物件2建物

2階室内(洋室1)



写真7

物件2建物

2階室内(和室6畳3)



写真8

物件2建物

2階室内(和室6畳4)



写真 9

物件 3 建物室内(DK)



写真 1 0

物件 3 建物室内(洋室)



写真 1 1

物件 3 建物室内(浴室)



写真 1 2

物件 3 建物室内(DK～洋室方向)



令和 7 年 (ケ) 第	1 5 5 号
令和 7 年 7 月 7 日	受 理
令和 7 年 8 月 1 日	現 地 調 査
令和 7 年 8 月 1 2 日	評 価

名古屋地方裁判所民事第 2 部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤本 哲太郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8, 3 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 3, 6 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 3, 4 3 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 1, 2 7 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 ないし 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 及び 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 及び 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 番目積	あま市七宝町下之森北田 1 番 1 宅地 2 0 3 . 4 1 m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 1 番 1 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 6 8 . 1 4 m ² 2 階 4 5 . 1 0 m ²	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	あま市七宝町下之森北田 1 番地 1 1 番 1 の 2 居宅 木造スレート葺平家建 2 6 . 0 8 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 関西本線「蟹江」駅 北方 道路距離約 1.8 km 最寄バス停 名鉄バス 下之森停留所 徒歩約 1～2 分 (附属資料「付近案内図」参照)
付近の状況	受命物件が属する地域はあま市南西端部、蟹江町及び津島市との境界近くに位置する一帯で、一般住宅、店舗併用住宅、金融機関等が混在する県道沿いの地域である。上記のとおり最寄駅からやや離れているが、スーパー等の商業施設はぎりぎり徒歩圏内にあるため、生活の利便性はあま市内では概ね標準的な地域と認められる。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制 市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 建築基準法第22条の区域 都市機能誘導区域未設定、居住誘導区域未設定、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 203.41㎡ 間口 約9m、奥行約20m 形状 ほぼ長方形に近いやや不整形
接面道路の状況	南側で現況幅員約12.2m舗装道路（県道津島七宝名古屋線、両側歩道あり）にほぼ等高に接し、北側で現況幅員約1.8m未舗装道路（市道伊福84号線）、西側で現況幅員約1.5m舗装道路（市道認定はなし）にやや高地盤で接する三方路面地であるが、北側及び西側道路は殆ど利用されておらず、実質的には中間面地である。接する県道は建築基準法第42条1項の道路として扱われているが、北側及び西側道路は建築基準法の道路としては扱われていない（法定外道路）。
土地の利用状況等	後記物件2建物及び物件3建物の敷地として利用されている。
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 なし（受命物件はプロパンを使用） 下水道 引込可（受命物件は個別浄化槽を使用）
土壌汚染の可能性の調査	昭和45年、昭和54年及び平成1年の住宅地図によれば、近くに土壌汚染をもたらすような工場は見られず、あま市役所によれば、受命物件敷地及び近隣一帯からは土壌汚染の報告はないとのことである。また、土地の閉鎖登記簿謄本等によれば、昭和42年の土地改良法による換地処分時から現在まで所有者は個人であったことが判明した。
特記事項	①あま市役所によれば、平成12年の東海豪雨時、平成20年の豪雨時に周囲では特に被害はなかったとのことである。 ②東側隣接地は店舗併用住宅の敷地として利用されている。 ③北側及び西側の道路を挟んだ反対側は水路であり、物件1土地の西側すぐ近くを小切戸川が南北に流れている。 ④物件1土地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。 ⑤あま市備付けのハザードマップによると、内水氾濫の想定はない。 ⑥物件1土地の南西端部に電柱がある。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）昭和44年12月10日新築 経過年数 約56年 経済的残存耐用年数 既に経済的耐用年数を大幅に経過 しているものと判断される。
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 リシン吹付等 内 壁 プリント合板、繊維壁等 天 井 化粧ボード、敷目板張り等 床 フローリング、畳等 設 備 水道等 その他 特になし
床面積(現況)	登記事項証明書記載のとおりと認められる。
現 況 用 途 等	現況用途 一般住宅 間 取 り 7DK（附属資料7 間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	①室内で犬、猫等は飼育されていない。 ②経年相応の劣化が認められる。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）平成 6 年 1 2 月 2 8 日新築 経過年数 約 3 1 年 経済的残存耐用年数 既に経済的耐用年数を経過してい るものと判断される。
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディング等 内 壁 ジュラク壁等 天 井 化粧ボード、敷目板張り等 床 フローリング等 設 備 水道等 その他 特になし
床面積（現況）	登記事項証明書記載のとおりと認められる。
現 況 用 途 等	現況用途 一般住宅 間 取 り 1 D K （附属資料 7 間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	・経年相応の劣化が認められる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
2敷地	79,600	0.99	147.11	0.90	10,430,000
3敷地	79,600	0.99	56.30	0.90	3,990,000
1全体			203.41		14,420,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 あま-5

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $64,500 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/81 = 79,600 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：地域内で概ね標準的な画地と判断

◇地域格差：街路条件格差、交通接近条件格差、環境条件格差等を考慮

イ 個別格差：形状 $0.99 \times$ 三方路 $1.00 = 0.99$

ウ 地積：物件2建物及び物件3建物の建築面積比で加重平均して求めた。

・物件2建物敷地

$$203.41 \text{㎡} \times \frac{68.14 \text{㎡}}{68.14 \text{㎡} + 26.08 \text{㎡}} = 147.11 \text{㎡}$$

・物件3建物敷地

$$203.41 \text{㎡} \times \frac{26.08 \text{㎡}}{68.14 \text{㎡} + 26.08 \text{㎡}} = 56.30 \text{㎡}$$

エ 建付減価：将来の取壊費用の発生を考慮した減価率を△10%と査定

(2) 建物価格（物件2、3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	170,000	113.24	0.02	390,000
3	160,000	26.08	0.02	80,000

ウ ◎物件2建物の現価率：

前記のとおり経済的耐用年数を経過していると判断されるため、残価率3%に観察減価及び中古建物による市場性減価△20% (0.8) を乗じた約2%をもって物件2建物の現価率とした。

◎物件3建物の現価率：

物件2建物同様に経済的耐用年数を経過していると判断されるため、残価率3%に観察減価及び中古建物による市場性減価△20% (0.8) を乗じた約2%をもって物件3建物の現価率とした。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
2敷地	10,430,000	0.55	法定地上権	5,740,000
3敷地	3,990,000	0.55	法定地上権	2,190,000
合 計				7,930,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価修 正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times$ オ
1	14,420,000	-7,930,000		0.80	0.70	3,630,000
2	390,000	+5,740,000	0	0.80	0.70	3,430,000
3	80,000	+2,190,000	0	0.80	0.70	1,270,000
一括価格 (合計)						8,330,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：室内の状況等を考慮し、上記のとおり市場性修正が必要と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（あまー5）

所 在：あま市七宝町鷹居3丁目82番2

価 格：64,500円/㎡

位 置：JR関西本線「蟹江」駅のほぼ北方道路距離約2.3km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：138㎡

供給処理施設：水道、都市ガス、下水

接 面 街 路：北側幅員約4.6m市道に接面

用 途 指 定 等：第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）

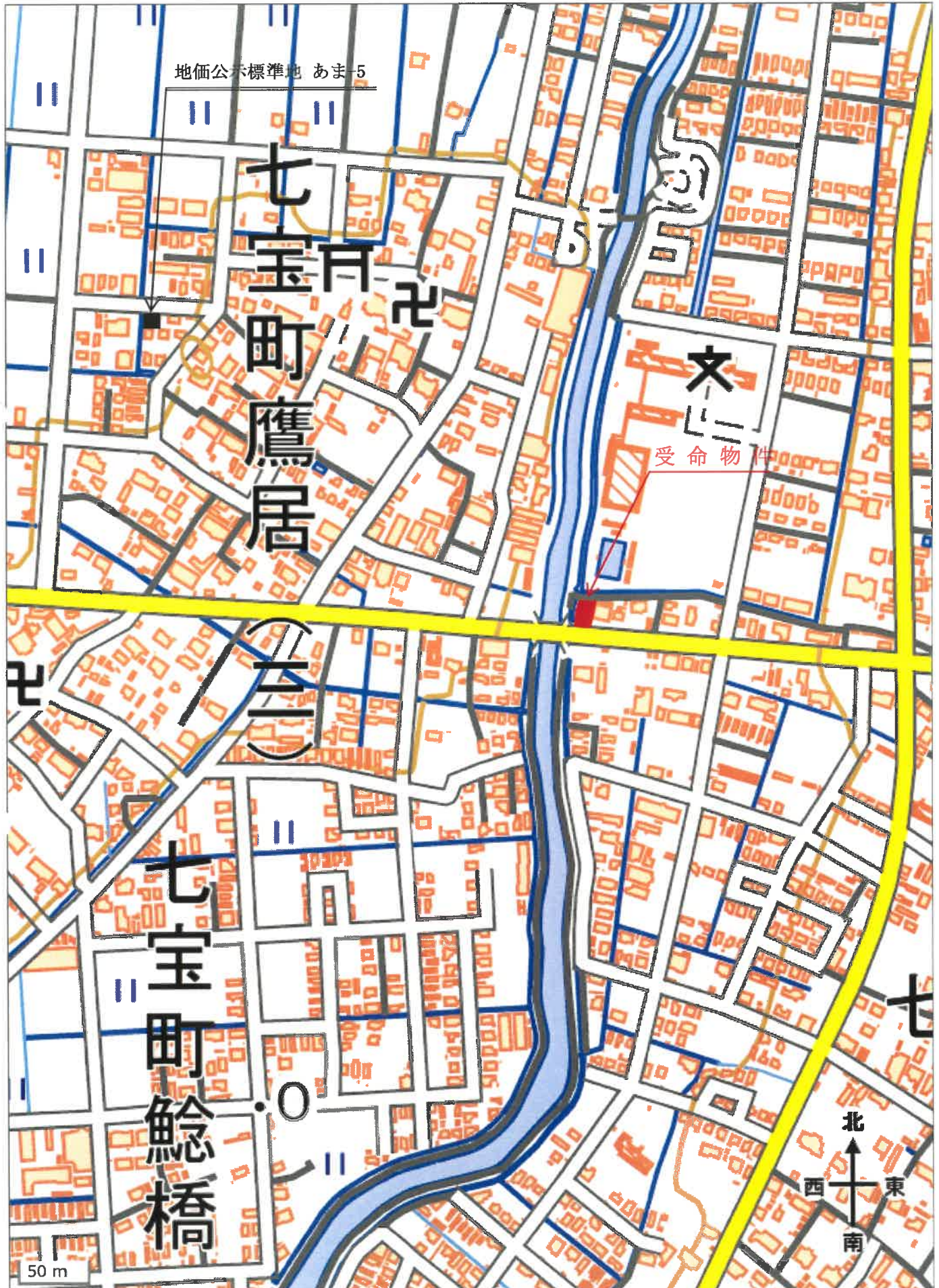
地 域 の 概 要：一般住宅の中に事業所等が見られる既成住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上

地理院地図 位置図
GSI Maps



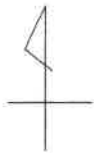
地理院地図 付近案内図

GSI Maps



A4判に縮小

N

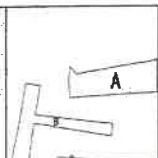


土地公図写し



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し



A 七宝町下之森北田
B 七宝町下之森内河原
C 七宝町下之森内河原

請求部	所在	あま市七宝町下之森北田			地番	1番1		
出力尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類 土地改良所在図
作成年月日	昭和43年4月1日			備付年月日(原図)		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局津島支局管轄)

令和7年5月12日

名古屋法務局

請求番号：22-1

(1/1)

登記官

登記年月日：昭和44年11月10日

7102803

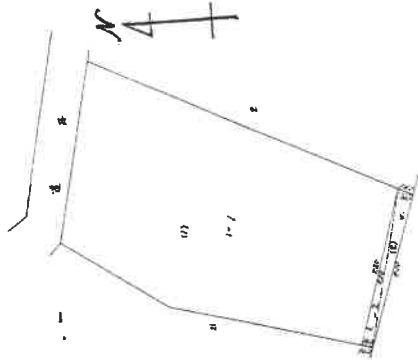
前 後・新

地 番 1-2-1-1

地 積 測 量 図

土地の所在 海部郡七宝町大字下森字北田
1972年3月22日行政区画を あま市七宝町と変更

縮 尺 300



潰地求積計算
A. $9.20 \times 0.75 = 6.900$
B. $9.20 \times 0.90 = 8.280$
計 = 15.180
 $\frac{1}{2} = 7.590m^2$
 $211-7590 = 203,410$

54411.10

作製年月日 昭和44年3月8日

申請人

受託番号第 号

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年7月15日 名古屋法務局豊島支局

登記官

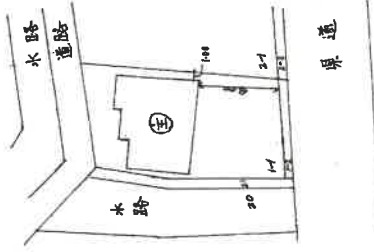
登記年月日：昭和44年12月22日

7205499

家屋番号	/番/
建物の所在	海部郡七宝町大字下之森字北田ノ番地ノ

平成22年3月22日行政区画を あま市七宝町と変更

作製年月日
昭和四十四年三月七日



単位 米

注. 93

縮尺 1/500

S44.12.22

A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局津島支局管轄)
令和7年5月12日 名古屋法務局

登記官

登記年月日：昭和44年12月22日

7205500

家屋番号 / 番 /

建物の所在 梅部郡七宝町大字下之森字北田 / 番地 /

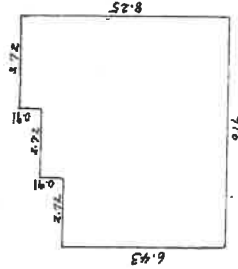
平成22年3月22日行政区画を あま市七宝町と変更

各階平面図

作製年月日
昭和四十四年十二月七日



1 階



床面積計算表

$$9.16 \times 6.43 = 58.980m^2$$

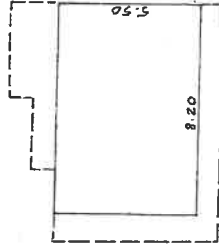
$$0.91 \times (2.72 + 3.72) = 5.8604m^2$$

$$0.91 \times 3.72 = 3.3852m^2$$

$$\text{計 } 68.1444m^2$$

床面積 68.144m²

2 階



$$8.20 \times 5.50 = 45.10m^2$$

床面積 45.10m²

単位 米

註. 94

縮尺 1/200

S44.12.22

A4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局津島支庁管轄)

令和7年5月12日

名古屋法務局

登記官

請求番号：22-3

(2/2)

登記年月日：平成9年2月28日

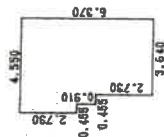
7205501 各階平面図

家屋番号 1番1の2

建物図面

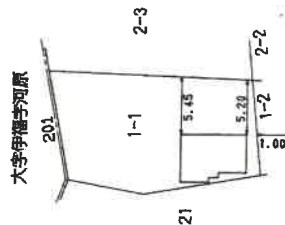
建物の所在 海部郡七宝町大字下之森字北田1番地1

平成22年3月22日行政区画を あま市七宝町と変更



求積表

4.550 × 2.730	=	12.421500
4.095 × 0.910	=	3.726450
3.640 × 2.730	=	9.937200
合計		26.085150
床面積		26.08㎡



A4判に縮小



会員専用

作製者

縮尺

1/250

申請人

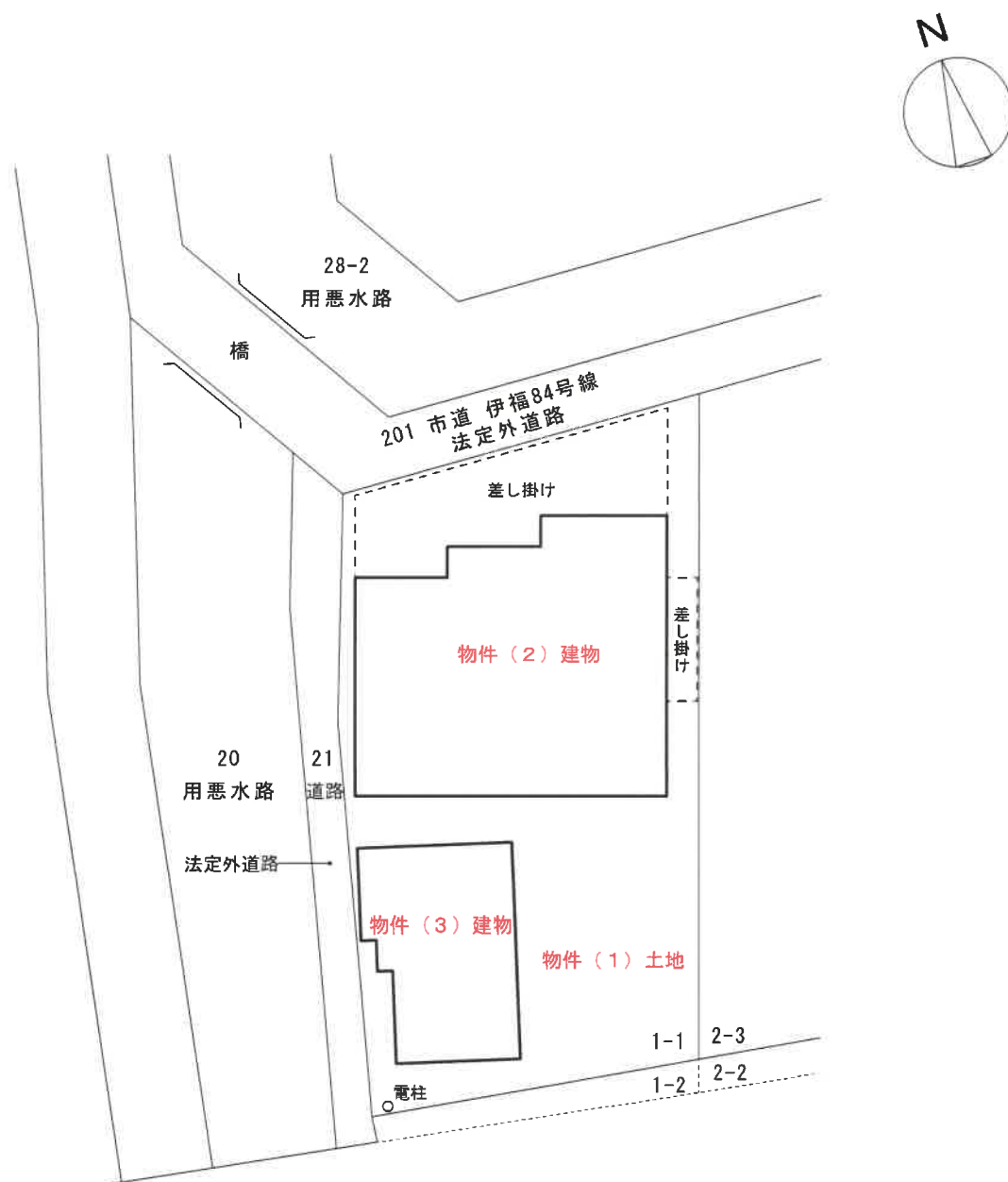
縮尺

1/500

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
(名古屋法務局津島支局管轄)
令和7年5月12日 名古屋法務局 登記官

土地建物配置図（概略）

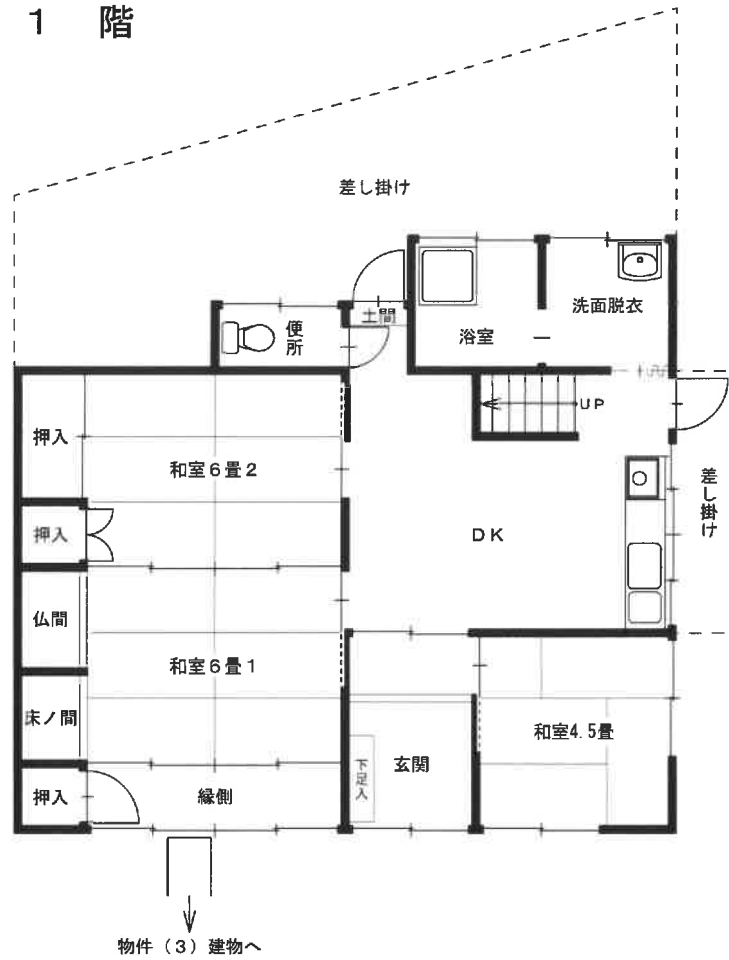


県道 津島七宝名古屋線

間 取 図 (概 略)

物件（２）建物

1 階

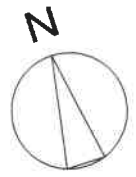


2 階



間 取 図 (概 略)

物件 (3) 建物



1 階



現況写真

物件(3)建物

物件(2)建物

①



物件(1)土地

物件(2)建物

物件(3)建物

②



物件(1)土地